

都市近郊地農民の労働と生活 —岡山市藤田地区の事例—

秋 葉 節 夫
石 阪 督 規

- I. はじめに
- II. 岡山市の農業と農家経営
- III. 藤田地区の生産・労働
- IV. 藤田地区の住民生活と町内会
- V. おわりに

I. はじめに

現在、農業をめぐる環境には厳しいものがある。とくに、基幹作物である水稲作については、1970年代の初頭から開始された「生産調整」(減反政策)がある。この点では、1993(平成5)年から実施された「水田農業活性化対策」をへて、1996(平成8)年には「新生産調整推進対策」へと継続している。本稿が対象とする岡山市においても、こうしたなかで平成8年には、減反率31.7パーセントにのぼっている⁽¹⁾。また、1993(平成5)年には、ウルグアイ・ラウンドの決着にともなって米の部分輸入化が実現し、米をめぐる国際環境も悪化した。他方では、1995(平成7)年には、「食糧管理法」にかわり、新しく「新食糧法」が施行され、米流通への市場原理の導入や規制緩和が行われ、生産農家にとっては自由化への変化となって厳しい事態も想定される⁽²⁾。近年では、自主流通米価格も低く推移しており、農家経済への影響は大きいといえる。米以外に野菜の動向を見ても、数量では、1984(昭和59)年をピークに減少しており、円高・気象変動とのかかわりで、国内野菜にかわり輸入野菜の数量や品目が増加している。米同様に国内野菜をめぐる状況も厳しいものがある。こうして、い

きおい、農業から農外への就労の変更、また賃労働を中心とした兼業化が急増しているのがもう一面の現象である。

それでは、以上のような環境悪化のなかで水稲作を中心とした農業の担い手はどのような行動様式を示しているのであろうか。また、農業に基盤をもって成立していた集落（村）は、どのように変貌しているのであろうか。こうして農民の生産と生活の現状を、その担い手のあり方に即して検討することが重要な課題となっているといえる。本稿では、この点を検討する手がかりを得るために、西日本の典型的な米麦作地帯である岡山県岡山市藤田地区を対象にとりあげた。後述するように、藤田地区は児島湾干拓によって開けた平坦地である。もともとは米麦専作地帯として形成されたが、1961（昭和36）年の国道30号線の開通により、隣接する岡山市そして倉敷市への通勤兼業が可能になった。そして、1975（昭和50）年には、旧藤田村が岡山市に合併されて現在に至っている。岡山市藤田地区は、旧藤田村の地区割に即して、大曲、都、錦、都六区、錦六区の5集落に分かれている。後述する錦六区の場合のように、この旧村単位の集落が、農民の生産・生活の上で大きな機能を果たしている。以上のように、岡山市藤田地区は、都市近郊地農村としてこれまで形成されてきている。その都市近郊地帯としての性格をもった農村地域において、その担い手のあり方を明らかにするために、以下のような手順を踏んで検討する。すなわち、II. 岡山市の農業と農家経営。ここでは、藤田地区が属する岡山市全体の農業の概況を統計資料をもって分析する。III. 藤田地区の生産・労働。都市近郊地の土地柄を活かしながら営まれている代表的な生産組織をとりあげて、その運用の実態と各個別農家の経営志向を明らかにする。IV. 藤田地区の住民生活と町内会。藤田地区に属する錦六区集落を対象に、町内会（区会）活動のあり方を通じて、藤田地区農民の生活の一端を明らかにする。こうして、全体として、すでに述べた課題に、都市近郊地農村という観点から接近するわけである。^[9]

注

- (1)「新生産調整推進対策の推進」岡山市・岡山市農協連絡協議会、1996年、2 ページ。
- (2)「新食糧法」をめぐる評価の一端として、農政ジャーナリストの会「日本農業の動きNo.112 『新食糧法』とコメ流通」農林統計協会、1995年、をあげておく。
- (3)本稿の執筆は、I. はじめに、III. 藤田地区の生産・労働、V. おわりに、を秋葉が、II. 岡山市の農業と農家経営、IV. 藤田地区の住民生活と町内会、を石阪が分担した。

II. 岡山市の農業と農家経営

岡山市は、旭川と吉井川が瀬戸内海に注いでひらけた岡山平野の中央部に位置する。1889（明治22）年の市制施行以来計11回の市町村合併を繰り返し、1995（平成7）年11月現在で、総面積513.26平方キロメートル、人口612,110人と、今や中国地方を代表する中核拠点都市である。同市は、中・四国における行政や経済ないし文化の中核であるばかりでなく、農業の核ともなっているのが特徴的である。1995（平成7）年現在、総農家戸数は13,600戸と全市町村中1位であり、また農業粗生産額および生産農業所得はともに全市町村中7位（1994年）と、現在、同市は、中・四国地域を代表する農業中核都市でもある。

岡山市の農業といえば、白桃やマスカットなど特産品果樹の生産というイメージが先行しがちだが、現在、市の耕地面積の9割近くは水田であり、市農業の基幹はむしろ岡山・西大寺・興除・藤田など南部地区を中心に大規模展開されている水稲作農業であるといえる。全国の市町村と比較しても、水稲作付面積、米の粗生産額は、ともに秋田県大潟村、福島県郡山市について全国3位に位置しており、岡山市は西日本有数の水稲作地帯となっている¹⁾。

とくに最近の岡山市の水稲作農業は、ウルグアイ・ラウンドの農業合意や食管法の廃止など米事情の激変にさらされながらも、1995（平成7）年

2月に策定された「岡山市農業経営基盤強化促進基本構想」に即して、その営みをさらに展開しつつある。最近15年の水稲の作付面積と収穫量の変化を示した表1からも、作付面積は1992年以降は増加に転じており、かつ収穫量もほぼ安定的に4万トン前後を保ちながら、ここ数年は増加傾向にあるのがわかる。また、表2の水稲10アール当たりの収穫量の推移をみても、最近15年間のうちの12年次は470キログラムを超える収量となっており、岡山県や全国の値をほとんどの年で上回っている。

岡山市の水稲作農家は、米環境をめぐる不安定な状況の中でも、こうした水稲の収穫量の増加につながる経営努力を一貫して実践してきていると思われるが、本節では、このような水稲作農家の経営状況の変化を統計資料を用いて概観・検証し、市農業および農家の現状、そして営農志向の方向性を明らかにしてみたい。

(1)機械化の進展とその影響

はじめに、農用機械の普及状況であるが、主要農用機械の個人保有台数の変化を示した表3をみると、動力耕耘機・農用トラクター、動力田植機、自脱型コンバインの各台数は、1985年まで一様に増加し、その後は横這いないしは減少傾向にある。これは、1985年前後に主要な農用機械の普及が終わったことを示しており、稲作の機械化体系がほぼ完成したことを表わしている。また、米麦用乾燥機の台数が1975年以来減少傾向にあるのは、市内に共用の大型乾

表1 水稲の作付面積と収穫量
(岡山市：1981—94年)

	作付面積 (ha)	収穫量 (t)
1981年	9,560	47,800
1982	9,400	45,300
1983	9,490	46,000
1984	9,700	48,500
1985	9,930	46,900
1986	9,740	51,100
1987	9,010	42,600
1988	8,900	47,300
1989	8,810	46,100
1990	8,670	35,800
1991	8,550	40,200
1992	8,890	47,300
1993	9,130	43,100
1994	9,720	59,000

注：『岡山農林水産統計年報』各年次より作成。

表2 水稻10a当りの収穫量の推移 (1980-94年)
(単位: kg)

	岡山市	岡山県	全国
1980年	443	392	412
1981	500	466	453
1982	482	443	458
1983	485	460	459
1984	408	323	319
1985	472	460	501
1986	525	489	508
1987	473	445	498
1988	531	496	474
1989	523	476	496
1990	413	413	509
1991	471	451	470
1992	532	494	504
1993	472	434	367
1994	607	532	544

注: 『岡山農林水産統計年報』各年次より作成。

表3 主要農用機械の個人保有台数の変化 (岡山市: 1975-95年) (単位: 台)

	動力耕耘機・農用トラクター	動力田植機	自脱型コンバイン	米麦用乾燥機	
1975年	15,089	1,204	3,624	13,393	
1980	16,566	4,568	7,708	12,352	
1985	17,892	5,745	8,503	10,757	
1990	17,225	6,448	8,695	8,399	
1995	16,065	6,403	8,563	6,912	
増	1975-1980	1,477	3,364	4,084	△ 1,041
	1980-1985	1,326	1,177	795	△ 1,595
減	1985-1990	△ 667	703	192	△ 2,358
	1990-1995	△ 1,160	△ 45	△ 132	△ 1,487

注: 『農業センサス』各年次より作成。

燥施設が設立されたことに起因している。つまり、1974年、岡山市藤田地区にライスセンターが設置されたのを皮切りに、1989年まで市内に10カ所の大規模乾燥施設が設立され、個人所有の乾燥機もそれに相応しながら台数を減らしていったのである¹⁾。

さらにこうした機械化の進展は、農業労働力の構成・編成にも変化をもたらしている。農業労働力編成の変化を示した表4によれば、家族員数、農業専従・主従事業者数はともに減少しているものの、一戸当りの人数は家族員数が4.3人から4.4人、農業専従・主従者数が1.3人から1.5人の間でそれぞれ安定的に推移している。つまり、家族構成は世帯主夫婦と後継者夫婦およびその子という直系家族が一般的で、うち経営主プラス・アルファの者が農業に従事しているということになる。

また、こうした一戸当りの農業専従者数が各年度比較的安定しているのに対し、臨時的受入労働力のべ人数は不安定であり、調査年度ごとに増減を繰り返している。もっとも、主要農用機械の普及が進みつつある1975年から1980年にかけてはその数は減少し、さらに1985年までは臨時雇の数が減っていることなどから、機械化の進展にとまらぬ省力化は、臨時的受入労働力の削減を促す一要因となりえたことは間違いない。しかしながら、ここ数年間は、機械化と臨時労働力数との相関はさほど大きくはなく、むしろ1990年以降では、臨時雇の数が増加に転じ、そして全体として臨時的受入労働力の増加がもたらされている。表4からだけでは、にわかには判断できないが、数字の増加そのものは臨時雇を受け入れる農業部面での拡大があったことを示している。

(2)水稲作以外の農業の動向

ところで、岡山市における水稲作以外の農業部門は、近年、いかなる変化を示しているであろうか。以下、主要な家畜・鶏、畑作物、施設園芸の各部門を取り上げ、その生産動向に注目してみたい。

まず、主要家畜・鶏の飼養農家数と飼養頭羽数の変化を示した表5をみ

表4 農業労働力編成の変化(岡山市:1975-95年)

	家族員数 (一戸当り)	農業専従・ 主従事業者 (一戸当り)	臨時的受入労働力(のべ人数)			計
			臨時雇	ゆい・手間替	手伝い	
1975年	84,570 (4.4)	27,760 (1.5)	47,143	4,055	13,765	64,963
1980	81,571 (4.4)	24,550 (1.3)	26,899	1,258	8,276	36,433
1985	77,222 (4.4)	22,956 (1.3)	26,465	2,244	17,629	46,338
1990	66,319 (4.4)	20,732 (1.4)	17,362	910	22,293	40,565
1995	57,849 (4.3)	18,335 (1.3)	32,844	22,122		54,966
増	1975-1980 △ 2,999 (0.0)	△ 3,210 (△0.2)	△ 20,244	△ 2,797	△ 5,489	△ 28,530
減	1980-1985 △ 4,349 (0.0)	△ 1,594 (0.0)	△ 434	986	9,353	9,905
	1985-1990 △ 10,903 (0.0)	△ 2,224 (0.1)	△ 9,103	△ 1,334	4,664	△ 5,773
	1990-1995 △ 8,470 (△0.1)	△ 2,397 (△0.1)	15,482	△ 1,081		14,401

注:『農業センサス』各年次より作成。ただし、1995年の臨時受入労働力(のべ人数)については、販売農家のみを対象とした調査であるため、総農家を調査対象とした1990年以前の数値とは直接つながらない。

(単位:人)

表5 主要家畜・鶏飼養農家数・頭羽数（岡山市：1981—95年）（単位：戸、頭、羽）

	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏	
	戸数	頭数 -戸当り	戸数	頭数 -戸当り	戸数	頭数 -戸当り	戸数	羽数 -戸当り
1981年	273	5,130 18.8	47	900 19.1	56	5,500 98.2	228	466,000 2,043.9
1983	266	4,920 18.5	43	984 22.9	41	5,300 129.3	220	471,000 2,140.9
1985	243	4,890 20.1	31	804 25.9	34	3,840 112.9	215	475,000 2,209.3
1987	189	4,360 23.1	14	452 32.3	27	2,830 104.8	151	403,400 2,671.5
1989	170	4,710 27.7	12	723 60.3	13	2,570 197.7	131	346,500 2,645.0
1991	142	4,090 28.8	16	656 41.0	9	1,870 207.8	28	278,900 9,960.7
1993	123	3,760 30.6	15	557 37.1	5	1,450 290.0	19	304,200 16,010.5
1995	112	3,480 31.1	12	485 40.4	4	1,190 297.5	13	277,400 21,338.5

注：『岡山農林水産統計年報』各年次より作成。

表6 主要畑作物の作付面積と収穫量 (岡山市: 1981-94年) (単位: ha, t)

	小麦		二条大麦		なす		レタス		たまねぎ		ぶどう		もも	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
1981年	257	864	1,310	4,610	36	2,500	60	1,400	56	1,620	510	5,570	179	1,390
1983	333	1,120	1,460	5,660	36	2,510	67	1,620	57	1,800	506	7,180	178	1,830
1985	415	1,580	1,670	7,060	32	2,070	62	1,380	58	2,010	491	5,800	166	1,290
1987	505	1,970	1,840	8,020	32	2,300	68	1,710	53	1,640	478	5,900	166	1,650
1989	542	1,810	2,010	7,720	28	2,110	84	2,110	41	1,290	458	5,580	166	1,490
1991	384	856	1,850	5,600	27	1,900	86	2,190	34	1,120	403	4,530	161	1,510
1993	486	1,700	1,630	7,610	28	1,850	93	2,020	30	1,160	342	4,350	150	1,340
1994	248	806	1,480	6,760	30	2,120	90	2,180	31	1,090	304	3,540	145	1,550

注: 『岡山農林水産統計年報』各年次より作成。

ると、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏のすべてで飼養戸数・飼養頭羽数がともに減少しているが、一戸当りの頭羽数についてはむしろ増加傾向にあるのがわかる。これは、畜産農家の総体的な衰退化であるとともに、畜産農家の畜産部門への特化ないし専従化の表れでもある。すなわちここ十数年来、水稲作農業のプラス・アルファとしての「複合的」畜産業ではもはや農家経営が維持できなくなり、そのために少数の畜産農家に家畜や鶏の飼養が集中するという特化傾向が生じているのである。

表6の主要畑作物の作付面積と収穫量に関しては、小麦や二条大麦はほぼ横這いである。なすとたまねぎは微減で、レタスは微増している。また、特産品のぶどうやももは、結果樹面積はともに減少し、収穫量はぶどうの減少が顕著となっている。この中ではレタスの増加が注目されるが、これは、藤田地区などにおいて水稲作のプラス・アルファとして始まったレタス生産が軌道に乗り、京阪神方面への出荷が増加し、さらにそれが近年、特産品として定着したことなどが影響しているものと思われる。

また施設園芸については、表7にみられるように、施設保有農家数やや減少傾向にある中、1985年以降では花卉・花木・種苗の収穫面積の増加が目立っている。

このように、水稲作以外の農業生産は、一部作物を除いて、全体的に停滞傾向にある。すでに述べたように、畜産業では飼養農家数・飼養頭羽数が減少している。また、家畜や鶏の飼養が少数の畜産農家に集中する特化傾向が顕在化してきている。しかしながら、反面、転作・裏作物としての麦類、さらにプラス・アルファ部門としてのレタスや施設花卉類などは、近年、安定した収穫量を維持しており、農作物生産の複合化も一部では着実に進行しつつある。このため、現在の岡山市の農業生産は、①米麦作、②少数ながら畜産に特化する営農志向、③複合化（レタス、花卉類など）といった3つの方向ないし志向を示しており、農家もこの3つの方向ないし志向に即する形で、それぞれが独自の経営展開をみせはじめている。

表7 施設園芸の農家数・面積と主な作物 (岡山市: 1975-95年) (単位: 戸, a)

	施設のある実農家数	ハウス		ガラス室		主な作物の収穫面積			
		農家数	面積	農家数	面積	なす	きゅうり	いちご	花卉・花木
1975年	2,182	1,017	9,891	1,342	11,227	292	253	3,370	667
1980	2,243	1,132	13,086	1,276	11,132	1,081	293	4,107	719
						野菜類		花卉・花木・種苗類	
1985	2,169	1,129	13,541	1,193	10,939	7,500		1,085	
1990	1,725	929	13,497	966	10,156	6,229		1,319	
1995	1,546	921	12,765	831	8,817	6,000		1,614	

注: 『農業センサス』各年次より作成。ただし、1990年と1995年分は、販売農家のみを対象とした調査結果であるため、総農家を調査対象とした1985年以前の数値とは直接つながらない。

(3) 農家経営の変化

次いで農家形態の変化過程に着目し、岡山市における農家の存在形態の諸特徴を描出したいと思う。

まずは、専業業別農家戸数の変化を示した表8をみてみよう。総農家数は1975年以来一貫して減りつづけ、1995年までの20年間で約30パーセント減少している。ところが、専業農家数はほぼ横這いで推移している。また第一種兼業農家数は1990年までは減少しているが、それ以降は微増に転じている。反面、第二種兼業農家は1985年までは微増傾向にあるが、それ以降は減少している。この結果によると、近年、農家戸数が減りつつある中で、専業農家がわずかながらその比率を増しているのがわかる。兼業農家については、総体的に数の減少が著しいが、最近では第一種兼業農家の増加、そして第二種兼業農家の減少が顕著である。全体として見れば、農業離脱の傾向は強く存在しており、数のうえでは、第二種兼業農家が圧倒的である。しかしながら、減少しているとはいえ、専業農家の比率の増加に注目しておきたい。不安定ながらも、専業農家の一定の存在が見られるからである。

このように兼業農家も、1990年前後より、第一種兼業農家と第二種兼業農家との比率の変化など構成・内訳上の変質を示しつつあるが、同時にこれは兼業従事者の就労形態にも微妙な影響を与えている。表9は、被傭兼業種別従事者数の変化を表わしたものであるが、この表によれば、被傭兼業農家のうち「日雇・臨時雇」の数は、1975年以来減りつづけているが、「恒常的勤務」も、1990年以降よりその数が減少に転じているのがわかる。これは一方では、農地を保有したままでの安定的な通年勤務という形態が深化・定着したということである。しかし他方では、農家数の減少によって「恒常的勤務」の数が減少したということでもある。このように兼業化は深化・定着しており、その先は総農家数の減少へとつながっている。

さらに、農家戸数の変化を経営規模別に示した表10をみてみたい。この表によると、耕地面積200アール未満の農家戸数は1975年以来ほぼ一貫して減少しているが、反対に200アール以上の農家戸数は増加傾向にある。なかでも、300アール以上の農家はその数の増加が著しい。1975年から1995年の20年間で、耕地面積300アール以上の農家戸数はおよそ3.7倍に、また500アール以上ではそれが10倍にも増加している。こうした大規模農家戸数の増加、さらに中・小規模農家戸数の減少は、離農ないし兼業化の増大とともに、大規模農家による耕地受委託や耕地借入の増加に起因するものと推察される。これは、表11の借入耕地のある農家数と面積の推移過程を見ても明らかで、実際、借入田は増加の一途を辿っている。次節で詳述する「藤田雄町会」のような10ヘクタール規模の大型水稲作農家群の出現も、こうした耕地借入や受委託の普及、およびそれともなう受託農家率の一定の上昇の結果によるものといえるだろう。

いずれにしても、こうした統計資料によれば、近年の岡山市の農家、とくに水稲作農家に関しては、その構成ないし営農形態の変化、すなわち①専業農家率の一定の上昇、②受託経営農家の出現（そしてそれともなう受託地・借入地の増加）が認められる。こうした専業農家率の一定の上昇と受託経営農家の出現は、現在、持続的な水稲作農家経営のあり方を、近

表8 専兼業別農家戸数の変化 (岡山市: 1975-95年) (単位: 戸)

		総農家数	専業農家	第一種兼業	第二種兼業
1975年		19,017	2,015	4,337	12,665
1980		18,503	2,234	3,362	12,907
1985		17,541	2,342	2,257	12,942
1990		15,201	2,306	1,192	11,703
1995		13,600	2,198	1,757	9,645
増	1975-1980	△ 514	219	△ 975	242
	1980-1985	△ 962	108	△ 1,105	35
減	1985-1990	△ 2,340	△ 36	△ 1,065	△ 1,239
	1990-1995	△ 1,601	△ 108	565	△ 2,058

注: 『農業センサス』各年次より作成。

表9 被傭兼業種類別従事者数の変化 (岡山市: 1975-95年) (単位: 人)

		総数	恒常的勤務	出かせぎ	日雇・臨時雇
1975年		27,917	21,569	47	6,301
1980		27,720	23,117	55	4,548
1985		26,270	23,523	58	2,689
1990		22,896	20,862	45	1,989
1995		20,301	18,860	34	1,407
増	1975-1980	△ 197	1,548	8	△ 1,753
	1980-1985	△ 1,450	406	3	△ 1,859
減	1985-1990	△ 3,374	△ 2,661	△ 13	△ 700
	1990-1995	△ 2,595	△ 2,002	△ 11	△ 582

注: 『農業センサス』各年次より作成。

(単位：戸)

表10 経営規模別農家戸数の変化(岡山市：1975—95年)

	例外規定	30a未満	30—50	50—100	100—150	150—200	200—250	250—300	300—500	500a以上	
1975年	21	4,234	3,779	6,459	3,071	1,206	278	93	50	6	
1980	22	4,199	3,573	6,125	2,899	1,100	338	147	87	13	
1985	14	4,196	3,379	5,600	2,708	1,035	363	124	92	30	
1990	8	3,249	2,988	4,952	2,351	965	380	137	128	43	
1995	34	3,052	2,632	4,388	1,978	819	362	127	145	63	
増	1975—1980	1 △	35 △	206 △	334 △	172 △	106 △	60	54	37	7
減	1980—1985	△ 8	3 △	194 △	525 △	191 △	65	25 △	23	5	17
	1985—1990	△ 6	△ 947	△ 391	△ 648	△ 357	△ 70	17	13	36	13
	1990—1995	26 △	△ 197	△ 356	△ 564	△ 373	△ 146	△ 18	△ 10	17	20

注：『農業センサス』各年次より作成。なお、例外規定とは、10a未満の農家(販売・自給農家を問わず)の総戸数である。

郊農村地域に定着させるに至っている。

米をめぐる環境が不安定な昨今、このような特定農家の専門化や大型化の進展過程のもとで、都市近郊地農民が、米麦用大型乾燥機の共同化、さらにはプラス・アルファ部門の開拓など新たな営農志向を目指すところに、岡山市農業の特徴があるといえるだろう。

注

- (1) 全市町村中の順位（総農家戸数、農業粗生産額、生産農業所得、水稻作付面積、米の粗生産額）については、『平成8年度農林水産行政の概要』、岡山市、1996年4月、33～35ページ、による。
- (2) 「米麦等大規模乾燥施設の市内設置概要一覧表」、岡山市農林部農林水産課。

表11 借入耕地のある農家数と面積（岡山市：1975—95年）(単位：戸, ha)

	計		田		畑（樹園地を除く）		樹園地		
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積	
1975年	3,439	673	-	604	-	-	-	-	
1980	2,573	729	2,259	677	402	29	168	23	
1985	2,383	793	2,043	734	428	38	166	21	
1990	2,449	1,163	2,199	1,095	324	44	182	25	
1995	2,480	1,334	2,231	1,271	323	38	174	25	
増減	1975—1980	△ 866	56	-	73	-	-	-	-
	1980—1985	△ 190	64	△ 216	57	26	9	△ 2	△ 2
	1985—1990	66	370	156	361	△ 104	6	16	4
	1990—1995	31	171	32	176	△ 1	△ 6	△ 8	0

注：『農業センサス』各年次より作成。ただし、複合経営農家も含まれるため、田・畑・樹園地の農家数の合計値は、「計」の値と一致しない。

III. 藤田地区の生産・労働

II節で見た岡山市の農業の中で、調査の対象地とした藤田地区は、児島湾干拓によって形成された平坦地である。歴史的には、1899（明治32）年に藤田組によって第一区より児島湾干拓工事が始められ、戦後は国営事業として農林省により工事が継続され、1963（昭和38）年に完了された。児島湾に接する玉野市・灘崎町に属する第七区と合わせて、合計5,474ヘクタール（藤田地区2,152ヘクタール）の米麦専作地である。この地域は、水稲直播栽培の水稲省力技術の実用がはかられたところとして、日本の農業の中でも大きな位置を占めた。しかしながら、昭和30年代以降の水島工業地帯の形成、さらに1964（昭和39）年の岡山県南新産業都市の指定による農家労働力の流出、そして国道30号線の開通（昭和36年）などにより、都市化が進展した。こうしたなかで、1975（昭和50）年、藤田村が岡山市に合併され、現在の岡山市藤田地区を形成している。

ところで、この干拓地では、すでに述べたように、米麦を基幹作物とする水田地帯としての農業が典型的に営まれてきた。しかし、都市化の進展の中で、兼業率が高まり、水稲作のみの兼業農家の形成が一般化していく。他方、そうではあるが、都市近郊地をいかしながら、一部には専門的に自己の農業経営を拡大させる農家群も見られる。また、畑作の導入をおこない、後述するように、地域の特性を活かした作目選定をおこない、生産組織を結成して産地形成に努めてきた農家群もある。こうして、圧倒的な兼業化のなかにおいても、たゆみない農業生産の活動が、都市近郊地藤田においておこなわれている。本節は、現在の時点での、以上の藤田地区の農業生産の現状を、「藤田雄町会」、「藤田レンコン生産者組合」、「藤田レタス部会」の活動を検討するなかで明らかにし、その意義を問うことを課題として位置づけてみたい。

(1) 藤田雄町会

まず、「藤田雄町会」の活動から見てみよう。この「藤田雄町会」は、雄町という品種の酒米を生産する農家の集まりである。会の結成は1989（平成元）年、出発時の会員数は4人である。後述するように、この会のリーダーであるA氏を中心として、以前所属していた「アサヒの会」（水稲品種アサヒを栽培する農家の集まり。会員数約100人）の会員が3年ほど勉強して、始めたものである。1995（平成7）年時点で、自主流通米コシヒカリが24,000円／60キログラムであるのに対して、雄町は30,000円／60キログラムとなっている。会の結成・出発点には、このような60キログラム当りの単価が高いという旨味があったといえる。当然のことながら、倒伏などの栽培技術上の問題はあるが、集団的研究を通じて、その克服に努力している。表12は、1996年時点での「藤田雄町会」の構成を示したものである。これによれば、会員数は11人（10戸）であり、経営面積では、4ヘクタールから、最大で60ヘクタールまで広がっているが、総じて、藤田地区の大型農家の集まりであることがわかる。それぞれの所有耕地面積についても、表12の欄を見ても、表12の欄を見ても、典型的な受託経営であることがわかる。すでに述べたように、藤田地区は、都市近郊地として兼業深化の割合が高く、その分、耕地の流動化率が高いわけである。その流

表12 藤田雄町会の構成

	所有面積	経営規模	担当者年齢
①	10.0 (ha)	60.0 (ha)	40 (歳)
②	5.0	20.0	50
③	7.5	18.0	47
④	2.7	18.0	60
⑤	1.5	6.0	38
⑥	2.3	8.0	28
⑦	5.0	7.0	43
⑧	4.5	10.0	53
⑨	3.0	5.5	56
⑩	1.3	4.0	41

注：1996年7月の聴取りによる。

動化した農地を、受託経営という形で集積し、大規模に酒米栽培をおこなっている。表12の①の農家の場合、受託件数100、そして専属の職員を10人、オペレーターとして雇用しているのが実状である。また同じく表12は、経営主の年齢を示しているが、60歳の一人を除けば、その年齢は比較的安く、20代の経営主も存在している。つまりは、大型農家として後継者が確保され、あるいは確保される可能性が大きく、その分安定的な経営となっていることが特徴である。以上のような構成を示している「藤田雄町会」は、それでは会としてはどのような活動をしているであろうか。もともとは独自の生産組織として出発した当会ではあるが、平成4年以降、藤田農協の組合員組織として再出発している。会の組織構成としては、会長1名、副会長1名、会計1名となっている。また会費は、生産数量60キログラム当たり50円となっており、つまりは経営規模の大小に応じて徴収している。会の主な事業活動では、①良質の雄町のための現地研修、②刈取り前の集まり、つまり綱目を決定したり、包装を決めたりの活動、③農閑期に酒屋に出向いて酒米の評価を聴取りする、などがある。なお、酒米は全量農協に出荷されている。

次に、以上の「藤田雄町会」の内容を前提にして、それに属する個別農家の経営状況・営農意識を検討してみたい。

(a)事例1

家族構成

世帯主(60)、妻(61)、長男(36)、嫁(37)、長女(10)、長男の長男(7)。

経営状況

経営面積1,800アール（うち270アールが自作地であり、レンコン120アールを含む。受託経営面積は1,530アールであり、30ヶ所から利用権設定にもとづいて受託している。自分の家が属する錦六区の他に、他集落、つまり都六区にも受託地をもつ）。農業機械、トラクター5台（42PS 1台、33PS 1台、30PS 1台、26PS 1台、22PS 1台）、田植機1台（6条乗用）、コンバイン1台（6条刈乗用）、乾燥機8台

(60石4台、40石1台、30石3台)。洗浄機1台。堀取機1台。畑地10a (自家野菜)。なお裏作の麦は、全量、藤田ライスセンターで乾燥調整している。

労働力配分

世帯主がレンコン、水田経営は基幹が長男、補助が嫁。その他に、10ヶ月1人(女性)、2ヶ月1人(女性)、1ヶ月1人(女性)、20日1人(男性)合計4人を臨時労働力として雇用している。兼業従事者はいない。

以上に見られるように、この農家は、1,800アールの経営耕地面積を持ち、またプラス・アルファとしてレンコンを栽培している。家族労働力3人では経営が完結せず、臨時の雇用労働力4人を投入する典型的な専業の大型農家である。経営担当者の一人、A氏からの聴取りによれば、次の通りである。すなわち、すでに述べたように、「藤田雄町会」は1989年(平成元年)年に出発するが、その動機は「うるち米に対して単価が高い」ということだった。取量は10アール当り420キログラム程度(約7俵)だが、それでもうるち米に比べて有利である。現在は、品種アサヒ(うるち米)3割、雄町7割の作付けとなっている。「麦を刈って、それから植付け、これが技術的に難しい」。しかしそれは、これまでの試行錯誤の中で克服してきている。もっとも「初めからうまく行くとは思わず、5年間やってダメなら水稲(うるち米)をやろうという気持ち」だった。現在までのところうまく行っている。自分としては拡大希望は「30町くらいまでである。近い田であればそうだ」ということ。「1町割の田の良いところで受託経営が出ている」。理由は「高齢化であろう」。高齢化、「後継者は10人しかいない。農家には1,000人いるが、ナス、レンコン含めてそうだ」。藤田地区は、都市近郊農業地として、兼業化率の高い地域であるが、その兼業化で水稲作を担ってきた世代の高齢化が深刻となっているわけである。しかし、他面では、「請負う人が増えるわけではない。ただ反別が増えるだけである」。すなわち、委託農家が増加する基調にあるが、受託農家そのも

のの絶対数が少なく、その少ない農家、例えば「藤田雄町会」に農地が集まることになる。それは、「算があわないということであろう」。小作料は、「10アール当り120~150キログラムが現在のところである。前よりも下げているが、こうである」。水稻（うるち米）の収量は、藤田地区では10アール当り480キログラム（約8俵）であるから、「小作料が高く、割に合わない」ということになる。したがって、自分としては「拡大を希望する」が、藤田地区全体ではそう希望する農家は「少ないであろう」ということになる。「国は大規模化をいうが、それはなれないのではないか」。確かに、50~60町を経営する農家はあるが、「大きな反別、そこまで日本は行かないであろう」。農地が近くに集積できないこともあるし、また農業機械が大規模化しても、「価格的に合わない」。藤田地区でいえば、「この辺りが大規模化しないと、山間部は無理だ」。山間部の農地、「これが壊れると、堤防が壊れて、水害を招くことになる」。広い意味で「農業は災害を守っている。これが国民にはわかっていない」。藤田地区錦六区は、すでに述べたように、農林省の国営事業として干拓工事がおこなわれたが、A氏は事業の完了した1961（昭和36）年に入植している。前住地である水島がコンビナート形成によって、農地の代替を求めたわけである。平均1.3ヘクタールが配分された耕地面積であるが、以後集積に努めて現在に至っている。そのA氏をも含めて、少数の農家が受託経営を典型的に展開している。しかし、A氏によれば、それも3,000アール程度までの規模であり、それ以上は無理だということになる。したがって、今後高齢化によって、入植した初代の担当者が引退する時期にさしかかり、それを不安に思っている。農業の衰退に危機を感じ、「農業は災害を守っている」との環境機能をも強調している。このように、藤田地区の米麦経営は、担い手層の問題を残しながらも、一部に安定的に大型農家を生み出す形態をとっている。

(2) 藤田レンコン生産者組合

次に、同じく生産（者）組合である「藤田レンコン生産者組合」の活動

を見てみよう。この「藤田レンコン生産者組合」は、前野耕一・三宅一郎の調査によれば、1965（昭和40）年に設立されている¹⁾。もともとは1963（昭和38）年、水島工業地帯が立地する倉敷市連島から移転した農家が始め、それを近隣の農家が技術導入して拡大したものである。前記前野耕一・三宅一郎によれば、「土質も白い肌のレンコンづくりに適し、稲作転換促進事業」²⁾として補助金の対象にもなるとされている。1996（平成8）年現在、会員数14名、耕作面積2,700アールとなっている。それでは、この「藤田レンコン生産者組合」はどのような組織構成を示しているか、この点を同組合の規約から検討してみよう。役員で見ると、部会長1名、会計1名のほかに監事がおかれているが、他に総会で4名の班長が選任される。したがって、役員会は、部会長、会計、班長で構成され、また運営されることになる。事業としては、①優良品種の選定、②栽培および生産技術の修得、③生産物の共同出荷、④研究会および反省会の開催、⑤先進地の研究、などが規約では明記されている。具体的には、どのような事業内容を示しているか、この点を見たのが表13である。この表13によれば、一番多いのは「研究会」であり、5回開かれている。内容は、目ならし、盆対応について、出荷容器についての検討、年末出荷計画について、などである。次いで、開催回数が多いのは、「販売会議」である。平成7年度の

表13 藤田レンコン生産者組合事業内容（1995年）

事業名	回数	内容
総会	1	平成6年事業報告会計報告、平成7年事業計画会計計画
役員会	1	市場挨拶
販売会議	4	出荷計画、平成7年販売状況、今後の見通しについて
研究会	5	盆対応、盆出荷対応、出荷容器、年末出荷計画、目ならし
盆出荷対応	1	出荷計画
年末出荷対応	1	出荷計画

注：平成8年度藤田レンコン生産者組合総会資料による。

事業報告を見ると、出荷計画について・販売状況について・今後の見直しについての検討がその内容をなしている。その他は、「役員会」(市場挨拶)、「盆出荷対応」、「年末出荷対応」、「総会」の各1回の開催となっている。以上の内容をもって「藤田レンコン生産者組合」は活動しているわけである。

次に、以上のところを前提にして、それに属する個別農家の経営状況・営農意識について検討してみたい。

(b)事例2

家族構成

世帯主(69)、妻(69)、長男(40)、嫁(39)、長男の長男(14)、長女(10)、次男(8)

経営状況

経営面積250アール(水稲150アール、レンコン100アール)。農業機械、トラクター1台(23PS)、田植機1台(4条乗用)、コンバイン1台(2条刈乗用)、乾燥機は所有せず、藤田ライスセンターを利用してゐる。洗浄機1台、堀取機1台。

兼業は長男が常勤(公務員)である。労働力配分は、世帯主が基幹、妻が補助となっている。

以上に見られるように、この事例2の農家は、250アールの経営耕地面積をもち、レンコンは、そのうちの100アールに栽培されている。経営担当者のK氏からの聴取りによれば次の通りである。レンコンの栽培は1973(昭和48)年からで、「転作がらみであった」。以前は作付はもっと少なく、30~50アールであった。もっと前は「い草を栽培していた」。当のい草は、水島工業地帯の公害によって「先枯れ」がでて、なにか換金作物はないかと探していた。すでに述べたように、レンコンは干拓地の土壌に合っており、しかも「稲作転換促進事業」の補助金の対象ともなり、当時は魅力があったわけである。ただし、現在は堀取機による機械作業として省力化されたが、始めた当時は「手掘り」であり、多大の労力を必要とする収穫作業であった。作業は次の通りである。すなわち、植付け4月中旬、病害虫

防除4月～7月、浮草・アオミドロ除去4月～7月、異株除去6・7月、収穫8月下旬以降。そして、出荷は、当の8月下旬以降、翌年の5月まで続くことになる。出荷は個人である。別な言い方をすれば、「年末のレンコンは共選にするが、それ以外は個選である」。出荷先は、「岡山市、少しは大阪へ行っている」。岡山市場が主体である。経営の意向としては、「現状維持」である。労働力の関係で、拡大はむずかしい。息子が仕事をやめて手伝おうとも言うことがあるが、それで済むという問題でもない。米麦を補う「換金作物」としては、この程度なのではないか。レンコン栽培農家の問題は「後継者がいない」ということである。組合としては2人くらいはいるが、あとは後継者がいないという問題である。「レンコン栽培農家の高齢化は今後も続くであろう」。

以上のように、K氏の場合、い草にかわる「換金作物」として、レンコン栽培を導入し拡大してきている。しかし、労働力の配分ともかかわって、米麦の補完的役割を越えることはない。しかも、K氏の場合のみならず、レンコン栽培農家の担い手そのものが高齢化しており、後継者の問題をかかえている。作業期間が通年に渡るといところから、水稲作のみの場合のように賃労働兼業とは両立しがたいことがある。岡山市を主市場とする近郊農業の典型的作物として栽培されてきたが、現在輸入レンコンとの競争も含めていくつかの解決すべき課題がある。

(3)藤田レタス部会

最後に、「藤田レタス部会」の活動を見てみることにしよう。前記前野耕一・三宅一郎の調査によれば、1972（昭和47）年に「藤田レタス生産者組合」として設立されている⁹⁾。設立当初の参加戸数は35戸である。もともとは、少数の農家が水田裏作に導入したものであるが、1973（昭和48）年、「自立経営農家育成事業」の一環として農協を中心として推進され、以後拡大してきたものである。1990（平成2）年、「藤田レタス部会」として藤田農協の組合員組織となり、1996（平成8）年現在、参加戸数41戸

である。それでは、この「藤田レタス部会」はどのような組織構成を示しているであろうか。同部会の規約によれば、部会長1名、副部会長2名、監事1名、運営委員5名である。したがって役員会は、部会長、副部会長、監事、運営委員で構成されることになる。事業としては、①優良品種の選定、②栽培および生産技術の修得、③生産物の共同出荷、④研究会および反省会の開催、⑤先進地の研修となっている。具体的には、どのような事業内容を示しているか、この点を見たのが表14である。この表14によれば、一番多いのは「役員会」であり、計13回開かれている。次は「研修会」である。これは、市場研修やラップ工場見学などがその主内容である。その他は「研究会」（包装機）、「市場視察」、「レタス安値対策」、「農協まつり」（苗無料配布）の各1回の開催となっている。

次に、部会長からの聴取りから、同部会の活動について補足しておこう。作業は、8月播種、10月から収穫、終わるのは6月ぐらいである。部会としての活動は、「播種、出荷計画、出荷日の決定、品種の統一」が中心である。出荷先の関西では「ブランド物」である。つまり産地形成・銘柄化がなされている。技術については「先人のものを学んでいる」。藤田地区は水田地帯なので、休耕地があいており、これも利用している。包装機は

表14 藤田レタス部会事業報告（1995年）

事業名	回数	内 容
総 会	2	平成7年事業報告会計報告、臨時総会
役員会	13	目ならし、包装紙、出荷箱、販売検査など
研修会	3	班長市場研修、現地研修、ラップ工場見学
研究会	1	包装機について
市場視察	1	京都市
レタス安値対策	1	経済連
農協まつり	1	苗無料配布

注：平成8年度藤田レタス部会総会資料による。

個人所有、播種機は農協から共同で借りている。「種をまくときだけ共同、出荷したときは共選になる。だから検査員をおいている」。「50年代は組合員80数人いた」が、以降減少している。昔は手仕事で大変であったが、現在では600個／1日のできる。栽培する人は減少してきたが「面積は減っていない」。機械化を前面に出して、高齢化してもできることを考えている。当面する課題は、「人を入れなければならない」ということ。勤め人が多く、定年退職した人を迎え入れたい。そして労働力の軽減、機械化である。全体としては「生産者、生産面積をどう増すかが問題である」ということになる。

以上、藤田地区の生産・労働を、「藤田雄町会」、「藤田レンコン生産者組合」、「藤田レタス部会」の3つを対象として、その具体的内容に即して見てきた⁴⁾。都市近郊地として、兼業化の進展が著しいなかで、にもかかわらず、都市近郊地帯、また干拓平坦地という土地柄を生かして、農業生産が多様におこなわれていることを理解することができる。例えば「藤田雄町会」は、典型的な大型受託農家として形成されており、また、「藤田レタス部会」に見られるように、高齢化に対しては機械化・労働の軽減で対処し、さらにはそうして定年退職者も迎え入れ、参加人数・面積の拡大を志向するということもある。全体として、干拓地入植の第一世代が高齢化する時期にさしかかり、後継者問題も深刻化するなかで、藤田地区の農業生産も曲り角にきている。そのなかで、今後当の問題にどう対処するかが大きな課題となっているといえる。

注

- (1)前野耕一・三宅一郎「児島湾干拓地における農業経営形態の調査」『農業研究部報』第11号、岡山県立興陽高等学校、1979年、5ページ。
- (2)前野耕一・三宅一郎、前掲論文、5ページ。
- (3)前野耕一・三宅一郎、前掲論文、5ページ。

(4)藤田地区の他の代表的な作物にナスがある。もともとは「藤田第一施設園芸組合」(昭和38年設立)として出発したものであるが、現在では藤田農協の組合員組織、「藤田ナス部会」として活動している。1996年(平成8)年、参加人数21名である。藤田農協平成8年度「通常総代会資料」によれば、平成8年度の販売数量は490.7トン、販売金額は225,110,000円となっている。「施設ナス」として、産地形成に成功しているわけである。

IV. 藤田地区の住民生活と町内会

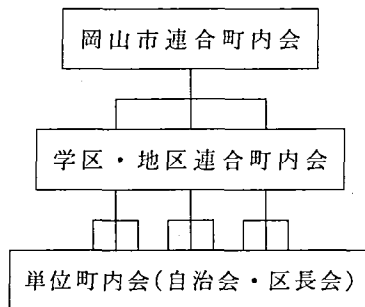
III節では藤田地区の生産・労働について見たが、本節では、当地区での住民、とりわけ農民の生活のあり様を、町内会(区会)の動きを通して見てみることにしたい。われわれの観点からすれば、こうした町内会の動きの中に農村地域に固有の生活の実態が反映されていると考えるからである。そこでまずは、順序として、岡山市全体の町内会組織の構成について確認しておきたい。

(1)岡山市の町内会

岡山市の場合、町内会組織は図1に見られるように、全町内会の統括組織としての「岡山市連合町内会」を頂点に、小学校区ないし地区単位の「学区・地区連合町内会」、さらにその下部組織としての「単位町内会」という3つの段階的な組織によって構成されている。

岡山市連合町内会(以下、市連合会と略記)は、各小学校区(地区)の連合町内会長を会員として組織され、総会は原則として年一度。その他、役員会、理事会、部会などが不定期に開催される。総会で承認された会長(1名)、副会長(3名)、常

図1 岡山市の町内会組織



任理事（5名）、理事（20名以内）、会計（2名）、監事（2名）ら役員が事実上会の運営にあたるが、事務所が市長公室地域振興課内にあることから、市職員との協力関係も密である。また、町内会規約第3条によれば、当会の目的は、「加盟の連合町内会相互の親睦を図り、市と連絡を密にし、市民の福祉増進を期し、岡山市の発展に寄与すること」となっており、このかぎりでは、市連合会は行政（市）の補完・補助組織であることがうかがえる。

学区・地区連合町内会（以下、学区連合会と略記）は、原則として小学校区に各一つずつ設置され、1996（平成8）年7月現在、市内には93の学区連合会が存在する。岡山市の小学校区は83区であるから、各学区におおよそ一つ、そしてそれ以外にも地区レベルの連合会がいくつか存在するということになる。もっとも、この学区連合会は、行政や市連合会といった上位機関と単位町内会などの下位組織とを媒介する中間的組織ではあるが、小規模な集落ないし地区を小学校区単位に再統合してつくったものであることから、とくに旧村単位の集落と小学校区が一致しない地域などでは組織そのものが形式化しつつあるのが実状である。

一方、学区連合会とは別に、市内83小学校区の約7割に相当する58区には、コミュニティ協議会が設置されている。このコミュニティ協議会は、地区内に「コミュニティ・ハウス」とよばれる施設を保有しているのが特徴で、その組織形態は地区によって異なっている。学区連合会とまったくの同一組織である場合もあれば、学区連合会やPTA、さらに老人会や婦人会などの統括組織であるという場合もある。ただこの組織は、市がコミュニティ協議会の事務局長に諸権限を委託しているために形式上行政や町内会からは独立しているものの、独自の施設を保有しているという点以外、実際の活動内容等に関しては学区連合会と重複する部分が多い。

そして、これら中間的組織の下位に位置するのが、単位町内会（もしくは自治会、区会）である。市内には1,513の単位町内会があり、その多くが旧村ないし集落単位のまとまりである。原則として一連の町内会の末端

に位置する組織であるが、会によっては例外的に市連合会や学区連合会に加盟していないものもあり、必ずしもすべてが上位町内会組織に包括されているわけではない。加入率は現在88パーセントで、年々その割合は減少傾向にある。活動は、防犯・防火や用水管理、さらに浄化槽の設置補助といった行政の補完的業務から祭りなどの文化的行事の開催・運営にいたるまでの幅広いもので、会そのものは総体的に地域の生活領域全般にコミットする包括的な組織であるといつてよい。

ところで、これら一連の町内会に対する市の補助金・助成金についてであるが、直接町内会に支給されるものとしては表15に見られるような3つものがある。まず町内会業務に対する謝礼金である「自治振興報償金」として、年額1世帯当り340円（世帯割）、さらに年額平均2,200円（組織割）が、単位町内会ごとにそれぞれ支給される。また「集会所の新築・修繕に対する補助」として、新築の場合は最高300万円まで、修繕の場合は最高40万円までが、必要に際してそれぞれ援助される。「市連合町内会に対する補助」としては、平成7年度で合計約1,100万円が市より支給され、その大半が学区運営費として、各学区・地区連合会に65,000円ずつ配分されることになる。

さらに、これら町内会への直接的な補助金以外にも、防犯等の補助金と

表15 町内会に対する市からの主な補助金・助成金

	用 途	支 給 額 ・ 分 配 先
自治振興報償金	町内会業務に対するもろもろの謝礼	単位町内会ごとに、年額1世帯当り340円(世帯割) 単位町内会ごとに、年額平均2,200円(組織割)
集会所の新築・修繕に対する補助	集会所等の新築や修繕に対する補助	新築の場合 最高300万円 修繕の場合 最高 40万円
市連合町内会に対する補助	学区・地区連合町内会の運営費	合計約1,100万円（平成7年度） （1学区・1地区当り 年額65,000円）

注：1996年7月の聴取り（岡山市役所地域振興課）による。

して年額の3分の1(3期のうちの1期分)相当分、一般廃棄物の減量化やゴミ分別の指導・普及にあたるリサイクル推進委員に年額1万円程度(1名当り)¹⁴⁾、また老人会や子供会などに対しても相応額が、それぞれ町内会を通して市より援助されている。

このように岡山市の町内会は、その組織構成や活動内容、補助金の配分・流通等を見るかぎり、形式的には行政の補完的機関であるといえる。しかしその内実には、むしろ行政の手を離れて、任意団体に近い形で存続しており、とりわけ末端にいけばいくほど、地域ごとに異なる生活欲求の充足を目指して多様な活動を展開している。

(2) 藤田地区の町内会

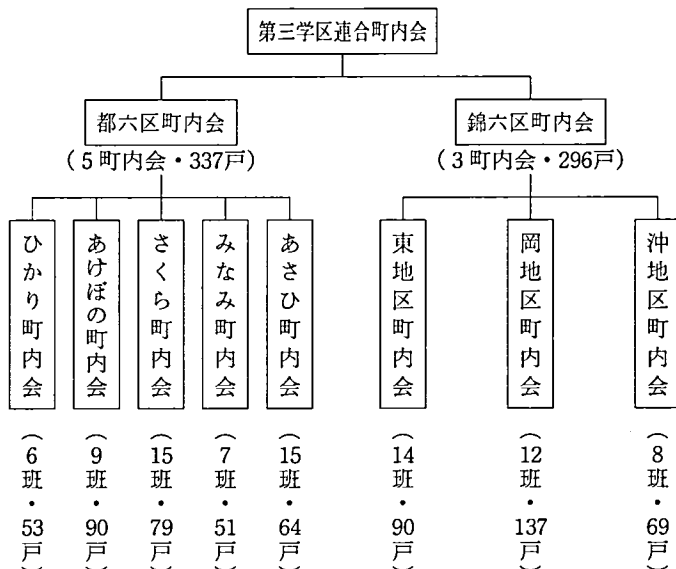
つづいて、藤田地区の町内会の一つを取り上げ、近郊農村地域の町内会の諸特徴を例示するとともに、藤田地区住民の生活のあり様を、町内会の活動内容を手がかりとして描出してみたい。

藤田地区は前述の通り、大曲、都、錦、都六区、錦六区という旧村レベルの5地区から成っている。しかし藤田管内の小学校は、第一、第二、第三の3校しか存在せず、したがって学区連合町内会も第一(大曲、都)、第二(錦)、第三(都六区、錦六区)と、旧村単位とは異なる3組織から成ることになる。錦地区が単独で第二学区の町内会を形成しているのに対し、第一、第三両学区における連合町内会は、小学校区にもとづく学区町内会と旧村単位の地区町内会とが別組織となり、より複雑な組織構成をなしている。

本節ではこうした背景をふまえ、水稲作農家の占める割合が高い第三学区、さらにそのうちの錦六区の町内会をそれぞれ例にとり、まずは当該学区内の町内会の組織構成を整理し、次いでそれらの具体的な活動内容を確認したいと思う。

第三学区内の町内会組織図、図2からもわかるように、第三学区連合町内会は、都六区と錦六区という旧村レベルの地区町内会による連合組織

図2 藤田地区第三学区内の町内会組織図



である。会長（1名）および副会長（1名）は、都六区、錦六区両地区町内会長が兼任し、会計（1名）、書記（1名）、監事（2名）などの役員も各地区の町内会役員が兼任する。原則として総会はなく、年一度の新旧役員会が開催されるのみで、その場で前年度の事業報告、および会計決算報告の承認がなされる。また、1996（平成8）年4月13日開催の新旧役員会の協議・報告内容を見てみると、①交通事故状況について、②「春の交通安全市民運動」について、③藤田地区地域振興推進協議会について、④藤田地区パイロット推進（交通安全対策）協議会について、⑤ゴミの5種分別とリサイクルについて、⑥妹尾川および沖橋の改修工事について、⑦藤田用水事業計画（パイプライン）について、と防犯対策やゴミ分別、さらに河岸改修工事や用水事業計画など行政の施策・計画の確認が主となっている。⁽²⁾

表16は、平成7年度第三学区連合町内会の収支決算概要であるが、この

表によれば、収入分の約80パーセントに当たる側溝清掃費やゴミ分別費など市からの補助金の大半が、支出として都六区、錦六区両町内会へ分配されているのがわかる。さらに、会費徴収による収入がなく、独自の事業支出がないことなどから、この町内会は行政や市連合会などの上位組織と下位町内会とを媒介する中間的組織でありながら、その性格は上意下達的な傾向が強いものと思われる。このことは、当該学区連合会が行政情報や補助金のたんなる伝達・分配網と化していることのあらわれともいえるだろう。

一方、その下位に位置する旧村レベルの地区町内会の一つ、錦六区町内会を見てみたい。錦六区町内会は、居住地に応じて区割された東地区、岡地区、沖地区の3単位町内会（34班・296戸）を統括する地区町内会である。統括組織といっても、各単位町内会がほとんど活動していないこともあって、事実上はこの錦六区町内会が本来の単位町内会の役割をも代行している。役員は、会長1名（第三学区連合町内会会長を兼任）と東、岡、沖各単位町内会の会長（各1、計3名）、副会長（3名）、会計（1名）、監事（2名）、書記（1名）らによって構成され、さらにその下に34班長が名を連ねている。会費は、アパート・マンション等を除いて一戸当たり年額3,000円。平成7年度の会費納入率は99.3パーセントとほぼ完納に近い。また、明文化された規約や事業報告・計画書のようなものは存在せず、会合は必要に応じて随時開かれる。

平成7年度錦六区町内会の収支決算概要を示した表17によれば、収入分は、前年度の繰越金を除いた約75パーセントが町内会費、残りは市よりの援助金で占められている。支出分は、11.2パーセントが各種団体への助成金となるが、これは消防後援会への60万円、長寿会への10万円をはじめ、防火委員会、防犯連合会、育成会、愛育委員会、敬老会といった計7団体に対する助成金である。事業等の支出については、額そのものは少ないものの、ゴミ分別や清掃の費用、さらにパイロット資金（交通安全対策費）など居住環境整備にともなう支出が中心となっている。また行事・祭事は、

表16 第三学区連合町内会収支決算概要（平成7年度）

収 入			支 出		
項 目	金額（円）	割合（%）	項 目	金額（円）	割合（%）
側溝清掃残土処理費	400,000	57.1	側溝清掃残土処理費の分配 （都六区・錦六区各町内会へ）	400,000	57.1
5種分別収集事業交付金	63,000	9.0	5種分別収集事業交付金の分配 （都六区・錦六区各町内会へ）	63,000	9.0
リサイクル推進委員報償金	60,000	8.6	見舞金・香典・記念品代金等	59,900	8.6
市連合町内会より	55,000	7.9	リサイクル推進委員報償金の分配 （都六区・錦六区各町内会へ）	45,000	6.4
社会福祉協議会より	45,000	6.4	笹ヶ瀬川改修事業負担金	5,000	0.7
5種分別交付金 （平成5年度分）	26,000	3.7	振 込 料	412	0.0
貯 金 利 息	107	0.0	コ ピ ー 代 金	400	0.0
繰越金（前年度より）	51,006	7.3	繰越金（次年度へ）	126,401	18.2
収 入 合 計	700,113	100.0	支 出 合 計	700,113	100.0

注：平成7年度収支決算報告（第三学区連合町内会）をもとに作成。

表17 錦六区町内会収支決算概要 (平成7年度)

収 入			支 出		
項 目	金額 (円)	割合 (%)	項 目	金額 (円)	割合 (%)
岡地区町内会費 (136戸分)	401,500	5.4	各種団体への助成金 (7団体合計分)	829,421	11.2
東地区町内会費 (90戸分)	261,000	3.5	見舞金・香典・贈物代金等	160,000	2.2
沖地区町内会費 (68戸分)	204,000	2.8	会議費・光熱費など	115,751	1.6
側溝清掃残土処理費	200,000	2.7	5種分別費用	30,000	0.4
岡山市より	54,000	0.7	パイロット資金	27,000	0.4
貯金利息	33,073	0.4	学区クリーン作戦費用	23,418	0.3
5種分別収集事業交付金	30,000	0.4	盆踊り・運動会・祭事等支出	16,000	0.2
繰越金 (前年度より)	6,197,562	84.1	繰越金 (次年度へ)・定期貯金	6,179,545	83.7
収 入 合 計	7,381,135	100.0	支 出 合 計	7,381,135	100.0

注: 「平成7年度錦六区町内会会計報告書」をもとに作成。

原則として錦六区町内会主催のものは存在せず、したがって盆踊りや運動会など催物に対する支出は、主催団体への寄付・援助金に限られることになる。この収支決算概要、とりわけその支出項目を見るかぎり、この町内会は、盆踊りや運動会など地域独自の文化的行事の主催こそしないが、小学校や保育園を含む第三学区内の諸団体との交流は盛んで、地区内の安全対策、環境整備にも熱心であることがうかがえる。

さらに、この地区には水稲作農家が多いにもかかわらず組織的な水利組合や生産組合などが存在しないことから、用排水の管理・運用の一部もこの町内会に任せられ、会内に「水利監督員」1名、「用水員」2名が配置されている。そのために、用水の維持・管理や河岸の除草、さらには行政への用排水整備、改善請求なども錦六区町内会の主要な任務となっている。もっとも、大規模な河岸整備や川掘り、さらには個別の浄化槽設置など業者委託をととも業務の支出分については、町内会会計の枠外に別個設けられた用水会計の中から拠出することになる。¹³⁾

いずれにせよ、錦六区町内会は、地域に直接根を下ろした住民自治組織の一類型であり、たんなる伝達網でしかない第三学区連合町内会とはその性質を異にしている。つまり、地区内の清掃や安全対策、さらに用排水管理など、住民生活に必要な雑事に具体的にコミットするのは、第三学区の連合会ではなく、実際は旧村からの結びつきである錦六区の町内会組織なのである。それは、文化的行事を除く大半の地区内事業が、錦六区町内会の名の下で行われているのを見れば、おのずと了解されよう。学区連合会でもなく、単位町内会でもない、いわば行政の監督外で「非公式」に存在している旧村レベルの地区町内会が、行政の補完的機関として、また民意の集積機関として事実上機能しているのである。

近郊農村地域の都市化の進展、それにとともなる「兼業化」、「混住化」の傾向は、藤田地区とて例外ではないが、ことに町内会組織に関しては、依然として300戸にもおよぶ旧村単位による編成が主となっている。これが、藤田地区の地域的特殊性、すなわち干拓事業にとともなる戦後入植農家の集

住という固有性・特異性と無関係ではないことは容易に推察されよう。先住地を離れ、藤田地区へと移住してきた入植農家は、生活や農業生産の面で、集落や地区単位の新たな紐帯・扶助を切望し、そこにさまざまな自治組織を自主的に創出してきた。そして、これら諸組織の単位集落であったのが、国道30号線（旧堤防）や妹尾川などを境界線とする前記5地区であり、諸々の自治活動や用水管理、さらには一部農業経営などもこの地区を単位として展開されていった。つまり、入植以来の「地区内」自治活動や「地区別」生産活動が、結果として町内会組織をも各地区ごとに定着させ、それを比較的大きな「旧村単位の集落」というまとまりで今日まで存続させるに至ったわけである。

このため錦六区町内会は、行政側の都合で便宜的に設置された学区連合会や単位町内会とは、その成立過程からして根本的に性格が異なるものであると見てよい。第三学区連合会や東、岡、沖の各単位町内会が形式化する中で、入植以来の旧村構成である錦六区の地区町内会は現在も、用水の管理・運用や河川整備など農業経営に不可欠な諸事業の運営主体でありつづけている。このことは、錦六区の住民相互が入植以来共通の水稲作農業という絆で結ばれている証であり、また旧村編成の町内会組織が、今なお多分に農家組合的特性を内包していることの結果ともいえるだろう。組織的かつ包括的な生産組合が存在しない藤田地区では、こうした地区町内会がその役割をも補完し、地区内農民の生活基盤を支えているのである。

注

- (1)「岡山市リサイクル推進員制度概要」、岡山市役所地域振興課。
- (2)「第三藤田学区連合町内会新旧役員会」配布資料、平成8年4月13日。
- (3)「平成7年度用水会計報告書」（錦六区分）によれば、平成7年度の用水会計支出は、汐廻し、除草、葎除け、石油流出除去、船外機修理、用水研修の各費用分、総額3,051,365円（次年度繰越金を除く）となっている。

V. おわりに

以上、岡山市藤田地区を事例として、まず当該地域の生産・労働を、「藤田雄町会」、「藤田レンコン生産者組合」、「藤田レタス部会」の活動を通じて検討してみた。すでに述べたように、藤田地区は、もともとは米麦専作地域として、平均1.3ヘクタールの所有面積をもつ同質的な農家群の集まりとして形成された。しかし、都市近郊地として、岡山市街地・倉敷市への通勤兼業が深化するなかで、これらの農家群も分化し、一部専業へと志向する農家と多数の通勤兼業農家に分化してきている。つまり、水稲作のみの兼業農家の形態の一般化である。しかも、現在では藤田地区への入植第一世代が高齢化し、農業そのものの継承の問題も生じてきている。しかし、そうした反面、都市近郊地という土地柄を生かし、農業経営の展開を担っている農家群も存在している。本稿が注目したのは、こうした農家群にはかならない。「藤田雄町会」は受託経営型の大型農家である。平均収量が10アール当り480キログラム（約8俵）に対し、小作料は同じく10アール当り120～150キログラムであるから、「小作料が高く、割に合わない」ということはあるが、一方では単価の高い「雄町」を栽培し、他方では土地の集積によって収益量をはかっていくわけである。現在10戸の農家が「藤田雄町会」に参加しているが、当面、参加戸数の増加そのものは予測できず、参加農家の一戸当り経営面積が増加するものと思われる。委託希望が増加するなかで、その受け皿の一形態として、その活動の動向が注目される。なお、「藤田雄町会」の会員は、錦六区、錦、都、都六区の4集落に渡っており、その意味では錦六区の集落と一対一の対応関係はない。また、委託先も錦六区内に限定されず、同じく4集落に渡っている。錦六区の代表的な生産組織ではあるが、その構成と活動範囲は集落の枠を越えている。

「藤田レンコン生産者組合」、「藤田レタス部会」は、干拓平坦地において、自己の農業経営の維持・拡大を複合部門において見出した農家群であ

る。これらの農家群は、作目を選定し、地域性を勘案し、そして技術体系を組み立て、そうして産地形成にまで進んだわけである。「藤田レンコン生産者組合」は、兎島湖に近い錦六区の14戸の農家で構成されている。この場合には、組合員と錦六区集落は一致しており、集落内生産組織といえる。他方、生産者組合を構成しているが、すでに述べたように、「年末のレンコンは共選にするが、それ以外は個選である」。洗浄機、堀取機も個別所有であり、その意味では規制力の弱い組織である。しかし、それも後継者の確保が難しく、そのため高齢化が進んでいる。レンコン栽培の作業そのものが通年に渡るという特殊性から、経営志向も「現状維持」である。今後も、拡大の志向は認められず、複合部門としての発展にはわかには期待しがたい。干拓地特有の複合部門ではあるが、当面は集落を単位として、その再生産がはかられるかどうかということになっている。「藤田レタス部会」は、参加戸数41戸であり、「藤田レンコン生産者組合」に比して数が多い。また、部会として、共同播種の実施、播種機の農協からの借用、出荷時の共選体制をとるなど、部会としてのまとまりは強い。最盛時には参加戸数が80戸を越えたことを考えれば、栽培農家は減少したが、一戸当たりの栽培面積は増加しており、そのかぎりですれなりの発展といえる。しかし、「藤田レンコン生産者組合」の場合と同様に、「生産者、生産面積をどう増すか」が問題である。「藤田レタス部会」の部会員は、錦六区、錦、大曲、都、都六区と全域に渡っている。ただし、中心集落は都である。その意味では、都での部会員の動向が部会のあり方を規定するものと思われるが、部会の存続そのものは、単位集落の構成員の活動にかかっている。錦六区集落の役割も大きいわけである。

ところで、藤田地区の住民生活については錦六区集落を対象に、その町内会(区会)活動を通じて検討した。それによれば、事業内容としては消防後援会、長寿会、防犯連合会、愛育委員会、敬老会など各種団体への助成金支出のほかに、集落内の安全対策・環境整備がその主なものとなっている。この点では、都市部の町内会と同様の事業内容をうかがい知ること

ができる。しかし、錦六区集落の場合には、それにつきるものではない。用排水の管理が町内会に任されており、そのため町内会のなかに、「水利監督員」1名、「用水員」2名がおかれている。こうして、実際に用水の維持・管理の一部が、町内会の主要な仕事の一つとして位置づけられているわけである⁽¹⁾。確かに、都市近郊地として、そして生活様式の「都市化」、「混住化」の進行は、生活面での集落の機能を高めたといえる。そのかぎりでは錦六区の町内会も都市部の町内会に近いわけである。しかし、他方では、水稻作を中心とした農業の営みがあり、その担い手でもある「小生産農民」の居住地であるかぎり、生産面を失った都市の「近隣」と同質の社会にはならない。少なくとも現在の錦六区の現状はそうなのである。

以上のように藤田地区の住民生活を、全体としてみると、その「都市化」、「混住化」は著しいが、反面では、都市近郊地農村として、米麦、レンコン、レタス、その他の作目が営々と栽培されており、その生産・労働と相互に関わりながら、集落の生活がおこなわれているわけである。ここに、都市近郊地農村の現在の典型的な姿を見てとることができるのである。

注

- (1)もちろん、鳥越皓之氏がいうように、全体として町内会機能の「実質的役割」から「補強的役割」への移行が認められることはいうまでもない。(鳥越皓之『地域自治会の研究』ミネルヴァ書房、1994年、63ページ)

付記

本稿は、平成5・6・7年度文部省科学研究費補助金・一般研究C（代表：秋葉節夫）「農村社会の変容と農家経済・生産組織の現状」にもとづく研究成果の一部である。本稿の執筆にあたっては、とくに藤田農協の佐藤克彦、前野耕一両氏に資料の提供を含めて様々な労をとっていただいた。また、調査対象農家の皆さんには、貴重な時間を割いて、快くインタビューに応じていただいた。心から謝意を表する次第である。